

令和2年3月29日

大学・短期大学の長様

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部長
(担当：京都市総合企画局総合政策室 222-3103)

**新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
学生等への注意喚起について（緊急要請）**

京都市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、市内の各大学・短期大学や日本語学校・専修学校等に対して、情報提供や注意喚起を行ってきたところです。大学等の皆様におかれましては、これを受け、入学式の中止や授業開始時期の延期、学生への呼びかけ等の感染拡大防止の取組を進めていただいております。

しかしながら、今回、令和2年3月29日に市内大学において、学生の海外渡航・懇親会等に起因するクラスター（集団感染）に発展する可能性が高い事案が発生しました。

本市では、本事案を非常に重く受け止め、緊急の対策会議を開き、「大学のまち京都・学生のまち京都」の危機とも言える事態を克服するための対策を協議し、全ての大学等に緊急要請させていただくべき事項を取りまとめました。

各大学等におかれましては、令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」、令和2年3月27日付け京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議通知「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた学生等への周知徹底について」及び下記の緊急要請を御確認いただき、速やかな対応をお願いいたします。

なお、本市といたしましても、令和2年3月26日より配信している「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO - DENT（キョーデント）」において、新型コロナウイルス感染症に関する情報を学生向けに随時配信してまいります。

本市といたしましては、各大学等の皆様とともに、「大学のまち京都・学生のまち京都」として、学生の皆様が市民の皆様とともに安心して学べる環境を維持できるよう、対策に万全を期してまいりますので、各大学等の皆様におかれましては、以下の緊急要請について、当面の間、適切に対応いただきますよう、強く要請いたします。

緊急要請

1 大学等における感染拡大の防止等について

- (1) 学生・教職員の感染が判明した場合に備えて、学内の連絡体制等の構築や適切な対応方針等の再確認をお願いします。
- (2) 国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、感染拡大の防止のため、また、クラスター（集団感染）を発生させないため、①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）、この3つの条件が同時に重なった場の回避を提言されています。このことに十分留意し、更に、手洗いや咳エチケット、ドアノブの清掃等、あらゆる場面での衛生管理等を徹底していただくことを改めてお願いします。

2 海外から帰国された学生・教職員の把握等について

- (1) 学生・教職員の海外渡航の状況について積極的な把握をお願いします。
※対象：3月1日以降の帰国者
- (2) 渡航先に関わらず、海外から帰国した学生・教職員への帰国後2週間の自宅待機及び健康観察の徹底をお願いします。
- (3) 新入生を含む全ての在学生及び教職員の体調不良者の積極的な把握をお願いします。学生等に感染を疑うような症状が生じたときは、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡、相談するよう指示するとともに、クラスター（集団感染）発生のおそれがないか、状況の把握に努めてください。
※大学学生用ポータルサイト、大学ホームページ、学内掲示等のあらゆる手段で呼びかけをお願いします。

3 学生・教職員への積極的な呼びかけについて

- (1) 1の(2)の趣旨について、大学学生用ポータルサイト、大学ホームページ、学内掲示等のあらゆる手段で呼びかけをお願いします。
- (2) 懇親会（新歓コンパ）等についても、クラスター（集団感染）発生のリスクを避けるよう工夫するとともに、それが不可能な場合には、自粛を呼びかけるようにお願いします。

4 その他

特に新しく京都で学ぶ新入生が円滑に学生生活を送ることができるよう、特段の配慮をお願いします。